

2025年2月4日からの大雪に伴う 災害救助法適用による住家の 除雪作業を開始します



ターゲット 13.1

2025年2月19日

郡山市総務部防災危機管理課

課長 熊田 重美 TEL: 924-2168

郡山市保健福祉部保健福祉総務課

課長 門澤 康成 TEL: 924-3826

SDGs ターゲット 13.1 「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及びその適応の能力を強化する。」

令和7（2025）年2月10日（月）の災害救助法の適用を受け、2月4日からの大雪に伴う積雪により倒壊等のおそれのある住家の除雪作業を、一般社団法人福島県造園建設業協会郡山支部により2月20日（木）から開始します。

- 1 開始日 令和7年2月20日（木）から
- 2 実施件数 申込の上、危険性のあると判断された8件（2月19日（水）現在）
なお、2月21日（金）まで申込受付をしています。
- 3 作業主体 一般社団法人福島県造園建設業協会加盟24社

■災害救助法による住家の除雪に関する詳細はこちらからご覧ください。
<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/63/136180.html>

